

新設分割に係る事後開示書面

(会社法第 811 条第 1 項第 1 号及び会社法施行規則第 209 条に基づく開示事項)

2025 年 4 月 1 日

株式会社 ANAP ホールディングス
株式会社 ANAP

2025 年 4 月 1 日

東京都港区南青山四丁目 20 番 19 号
株式会社 ANAP ホールディングス

東京都港区南青山四丁目 20 番 19 号
株式会社 ANAP

新設分割に係る事後開示書面

株式会社 ANAP ホールディングス（以下「新設分割会社」といいます。）は、2025 年 1 月 20 日付で作成した新設分割計画書（以下「本新設分割計画書」といいます。）に基づき、2025 年 4 月 1 日を効力発生日として、新設分割会社が展開するアパレル事業に関して有する権利義務を、新たに設立する株式会社 ANAP（以下「新設会社」といいます。）に承継させる新設分割（以下「本新設分割」といいます。）を行いました。

本新設分割に関する、会社法第 811 条第 1 項第 1 号及び会社法施行規則第 209 条に基づく開示事項は下記のとおりです。

記

1. 本新設分割が効力を生じた日

2025 年 4 月 1 日

2. 新設分割会社における法定手続の経過

(1) 新設分割の差止請求

会社法第 805 条の 2 の規定に従い、当社に対して本件分割の差止請求を行った株主はありませんでした。

(2) 反対株主の株式買取請求手続

本件分割に際して、会社法第 806 条第 3 項及び第 4 項に基づき、2025 年 2 月 28 日から定款の定めに従い電子公告を行いました。所定の期間内に会社法第 806 条第 1 項の規定に従い株式買取請求権を行使した株主はありませんでした。

(3) 新株予約権買取請求手続

該当事項はありません。

(4) 債権者保護手続

新設分割会社は会社法第 810 条第 2 項及び第 3 項の規定により、2025 年 2 月 28 日付の官報及び電子公告により債権者に対して公告を行いました。所定の期間内に異議を述べた債権者はありませんでした。

3. 新設会社が新設分割会社から承継した重要な権利義務に関する事項

新設会社は、2025年4月1日をもって、当社より、新設分割計画書に記載された本件事業に関する資産、負債その他の権利義務を同計画に従い承継いたしました。

4. その他本新設分割に関する重要な事項

該当事項はありません。

以上